空き家で 困っている! みんな知らんぷり 火事の責任は?

銀行で母に 後見人つける と言われた! それ何のこと?

遺言で もめない ようにしたい

取引先が 工事代金を払っ てくれない!

返済したはずの 抵当権が 残ったまま(驚)!

話し合いたいが 行方不明者 がいてお手上げ!?

こんなときは

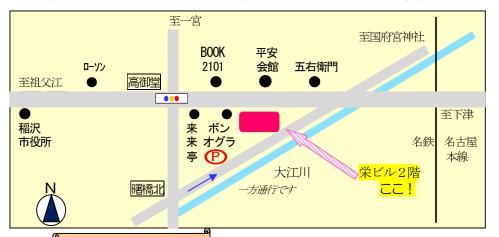
司法書士にご相談ください!

相談予約TEL:0587-24-9511

司法書士&行政書士 大野修平事務所

〒492-8213 稲沢市高御堂 1丁目22番3号栄ビル2階

メールでも受け付けます E-mail: i73waohno@ybb.ne.jp 愛知県司法書士会/行政書士会会員(登録番号1121号/03191813号) 簡裁訴訟代理権認定番号218160 (社)成年後見センターリーガル・サポート会員







企業・団体様へ

セミナー講師引受けます!下記テーマ等でのセミナー・勉強会の

講師または説明会をお引き受けいたします。(費用等要相談) 社内研修・勉強会、教養講座等で

- ご利用ください。 〈実績例〉 ・空き家問題とその対策 相続と遺言の基礎知識 ・成年後見制度について(利用のメリット・デメリット)
 - 売掛金回収、与信管理
 - ・中小企業の会社法対応 ・消費者トラブル、悪質商法とその対策

あなたの街へ馳せ参じます!

※匿名での相談はご遠慮ください(利益相反等の問題発生防止のためご協力お願いします)。 ※※個別具体的な事案に対する説明・回答は、メールや電話ではいたしかねますのでご了承ください。